

第 2 編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

関係機関	各課・室、各関係機関共通
------	--------------

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

- (1) 市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。
- (2) 市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。
- (3) 市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時から活動する組織

ア 市防災会議

地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

<組織>

会長	・ 市長
委員	・ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長 ・ 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ・ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 ・ 教育長 ・ 消防長及び消防団長 ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 防災に関する学識経験を有する者のほか、市長が防災上必要と認める者のうちから市長が委嘱する者 ・ 公募による市民

イ 市防災推進会議

和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。

<部長会議構成員>

- ・ 市長
- ・ 副市長

- ・部長(行政委員会総合事務局長、議会事務局長を含む)
- ・副市長が指名するもの

(2) 災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織

ア 市災害警戒本部

市災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるとき、小規模災害が発生したと判断されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、必要な災害予防対策及び応急対策を実施するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 防災担当副市長

副本部長 他の副市長、教育長

本部員 参与、全部長級職員

(状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、市災害警戒本部は自動設置され、全構成員は自主的に参集する。)

イ 市災害対策本部

中規模又は大規模な災害が発生したとき、市域に震度5強以上(自動設置)の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防対策及び応急対策・復旧対策を実施するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 市長

副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長

本部員 参与、全部長級職員

ウ 市現地災害対策本部

災害の状況に応じ、災害対策活動の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 災害対策本部長が指名する者

副本部長 災害対策本部長が指名する者

本部員 災害対策本部長が指名する者

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準及び配備体制

ア 事前配備

危機管理監は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配備名	配備基準	配備体制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

イ 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

ウ 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて、次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）。 ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

（2）勤務時間外における職員の動員体制

ア 配備指令等の早期情報伝達

職員の緊急連絡網を整備するとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

イ 緊急対策員、緊急避難所員の指名

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

ウ 職員の自主参集

職員は、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づき指定された場所に、自主的に参集する。

この場合、上記イの「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、緊急対策員及び緊急避難所員として指定された場所に自主参集する。

3 防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

（1）防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努め

防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動拠点 ⇨ 市役所、現地災害対策本部
- (2) 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所（市立市民体育館、市立コミュニティ体育館）、
ヘリポート（和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場）
- (3) 医療活動拠点 ⇨ 市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）
- (4) 避難拠点 ⇨ 各指定避難場所
- (5) 応援部隊活動拠点 ⇨ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、
北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部

2 拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、震災時の拠点となる市庁舎、避難所となる学校その他公共施設においては、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図る。
- (2) 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の充実を図る。
- (3) 各防災拠点を結ぶ道路を確保するため、道路の拡幅等の整備を推進する。
- (4) 災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備する。
- (5) 代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進する。

1 資機材の点検整備

(1) 水防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検並びに補充交換を行い保全に万全を期する。

(2) 医療・助産及び防疫用備蓄資機材

医療消毒用等資機材については、災害に備えて整備に努める。

(3) 給水資機材

災害時において、被災者1人あたり1日3ℓの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資器材等について整備増強を図る。

2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握するとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げあるいは出動要請ができるよう協力体制を確立する。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立する。

3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成するなかで、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備を推進するとともに、使用方法の指導等に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、今後、業務システムは可能な限りクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど業務継続性の向上に努める。

第4 防災訓練の実施

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 防災総合（地域）訓練

地域防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図るため、市は、防災関係機関や町会・自治会等住民の協力及び参加を得て総合的な防災訓練を実施する。

（1）実施期間

訓練効果のある時期を選んで実施する。

（2）実施場所

訓練効果のある適当な場所において実施する。

（3）実施方法

府、警察、自衛隊、消防本部、消防団、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 水防訓練

水害発生時の実動活動に備え、水防工法及び操法の習熟に重点をおいた水防訓練を毎年1回以上実施する。

(1) 訓練の想定

水防活動は通常暴風雨の最中、しかも夜間に行う場合が多いことを勘案し、それらの状況を想定した訓練を実施する。

(2) 訓練の種目

水防訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 観測訓練
- イ 通報訓練
- ウ 水防信号吹鳴訓練
- エ 動員訓練
- オ 搬送訓練
- カ 水防工法訓練
- キ 救助訓練

3 消防訓練

消防本部及び消防団は、災害発生時に効果的かつ的確な消防活動が行えるよう、単独または防災関係機関と共同で、消防訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

ア 配備上の想定

通常の火災に加え、強風時及び震災時（突発的同時多発型）の火災を想定する。

イ 対象別の想定

要救護者多数収容施設、不特定多数出入施設、中高層建築物、危険物施設、住宅密集地区、住宅森林混在地区、山林及び列車事故併発火災を想定する。

(2) 訓練の種目

消防訓練の種目は次のとおりとする。なお、訓練の詳細な計画は、その都度消防本部が計画する。

- ア 出場配備訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 消火訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 消防資機材操作訓練
- カ 図上訓練
- キ 総合（合同）訓練
- ク 初期消火、通報、避難訓練（町会・自治会、自主防災組織等参加）

4 避難救助訓練

市は、訓練計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防災訓練と合わせ、又は単独で避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設等の訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

5 無線通信訓練

市は、有線途絶時の情報伝達手段を確保し、円滑な無線通信を行うため、無線設備の操作等に重点をおいた無線通信訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

各種の災害により有線通信系が途絶した場合を想定する。

(2) 訓練の種目

無線通信訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 無線通信への切り替え訓練
- イ 無線設備の操作訓練
- ウ 災害情報伝達訓練
- エ 無線設備の応急修理訓練

6 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外の災害発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡など非常参集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載する。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

7 避難訓練

(1) 市

和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行う。

(2) 防火管理者

学校、工場、事業所、旅館その他消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施する。

また、防火管理者を置かなくてもよい施設の管理者においても、前記に準じて実施する。

(3) 保育園、幼稚園及び学校等

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

8 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市は、南海トラフ地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

- (1) 津波予報、津波情報及び地震情報の収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練

第5 広域防災体制の整備

市は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認

を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時に府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

5 応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した和泉市災害時受援計画を活用するとともに、職員への周知徹底を図る。なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化する。

7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第6 人材の育成

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災関係機関等と連携して職員に対し防災教育を実施する。また、市の災害対応能力向上のため、市長及び幹部職員を対象とした国や府の実施する研修を通じて、市長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因等についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、府と連携し、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るため、家屋被害認定を行う者の育成に努める。

3 住民に対する防災教育

市は、地域防災力向上を推進するため、自主防災組織や防災リーダー認定者に対してフォローアップを実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

また、市は府と連携し、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握し、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

1 防災パトロールの実施

災害時に生命、身体及び財産を保護するため、関係機関の協力及び関係課と調整し防災パトロールを強化、実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進する。

3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し又は強化を行う。また、防災上危険な箇所について関係機関及び住民に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を作成し、適切に運用する。

- （１） 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- （２） 行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、業務システムのデータバックアップ対策を講じるとともに、引き続きクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど通常業務の継続・早期再開に努める。
- （３） 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- （４） 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制整備

（１） 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

（２） 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

（１） 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

（２） 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料編 2-1 相互応援協定一覧

第2節 情報収集伝達体制の整備

関係機関	いずみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、産業振興室、都市整備室、消防本部
------	---

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電を含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と市防災行政無線及び市メールマガジン（いずみメール）等と接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムとして活用する。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系機能の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの活用

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図るとともに、防災関連情報のデータベース化に努めている。また、防災情報充実強化事業により実現するシステムを活用して、災害情報共有システム（Lアラート）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達等の機能の実現を図っている。

市は、府防災情報システムによる災害関連情報の伝達及び収集のため、その運用体制を強化する。

2 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

（1）市防災行政無線

市は、情報連絡体制の充実に向けて、継続的に移動系、同報系の市防災行政無線の整備促進を図るとともに、機能の充実に努める。

なお、市防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

（2）消防無線

消防救急活動を迅速に実施するため、適宜、機能充実を図る。

なお、消防関係の通信施設の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

（3）府防災行政無線

府及び関係機関との連絡体制を強化するために、府が整備する府防災行政無線の端末機を市役所及び消防本部に設置するとともに、それら機器の運用体制の強化を図る。

(4) 災害時優先電話、携帯電話等

ア 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

イ 携帯電話等

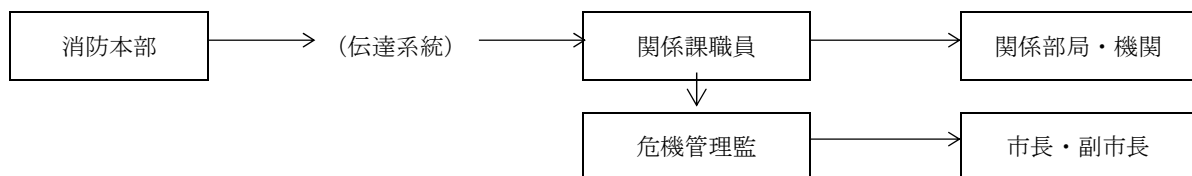
災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、衛星電話、インターネット利用等の整備について検討する。特に、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制の強化

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が24時間体制の確立を図る。

勤務時間外の体制は、次のとおりとする。



さらに、災害時における業務システムの業務継続性の向上対策を含め、防災情報システムの整備を図り、突発的災害に備えた体制の構築に努める。

第3 災害広報・広聴体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の情報（震度、震源、地震活動等）・津波・余震・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファックス、相談窓口などの体制を整備する。

3 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

4 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4 気象等観測体制の整備

市は、府、大阪管区气象台、近畿地方整備局をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象情報、地震等の観測が正確に行えるよう、観測設備等の整備拡充に努めるとともに、観測体制の充実を図り、情報の一元化に努める。

1 気象情報

災害応急体制の早期確立を図るため、水位計、雨量計等の観測情報や気象予測情報を迅速に収集、監視、分析する体制を整備する。

なお、市域内の水位観測所及び雨量観測所等は、資料編に掲載のとおりである。

2 地震情報

市庁舎に設置された震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確な震度情報を迅速に収集する体制を整備する。

資料編	○ 1－3	防災関係機関連絡先一覧
	○ 2－2	市防災行政無線一覧
	○ 2－3	消防関係通信施設整備状況一覧
	○ 2－4	管内雨量観測所一覧
	○ 2－5	管内ため池水位観測所一覧
	○ 2－6	管内河川水位観測施設
	○ 2－7	管内土石流雨量監視局・観測局

第3節 消火・救助・救急体制の整備

関係機関	消防本部
------	------

市は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

また、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、警察署、消防署、消防団及び自主防災組織等は、防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力の充実

本市には、常備消防として和泉消防署、中央消防署、北分署、南分署を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び市内に9個の消防分団を配置している。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

消防機械及び消防資機材の現状は、資料編に掲載のとおりである。

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

また、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

なお、本市における消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。

〔参考：消防水利の基準〕

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

（第2項以下略）

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が、0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が、0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は常時使用しうるように管理されていなければならない。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少・高齢化社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

第4 連携体制の整備

市は、府、和泉警察署、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど消火、救助、救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

資料編	○ 2-8	消防本部・消防団における消防力等の現況
	○ 2-9	消防水利の現況

第4節 災害時医療体制の整備

関係機関	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会
------	--------------------------------------

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、和泉保健所内に設置される地域災害医療本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

（1）救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

（2）考え方

ア 医療機関を「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かし

た医療救護を行う。

- (3) 和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合であり、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

1 広域災害・救急医療情報システムの活用

市は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう府が行う入力操作等の研修や訓練に参加するよう努める。また、市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- (3) 災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。

第3 現地医療体制の整備

1 医療救護班の種類と編成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含む。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応

する。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

市は、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、和泉市立総合医療センター及び医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、定めておく。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置

市は、負傷者が多数発生した地域において、応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行う。また、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 資機材の整備

災害現場付近に設置する応急救護所、また避難所等に併設される医療救護所の設置に備え、テント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ窓口を和泉市立総合医療センターに設置し、あらかじめ救護所への配置調整を行う体制の整備をしておく。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に係る体制の整備は健康づくり推進室とする。

第4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

救護所では対応できない患者に対し、被災を免れた全ての医療機関で医療活動を実施する。このため、市の医療救護活動の拠点となる和泉市立総合医療センターを市災害医療センターとする。

なお、府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」、「特定診療災害医療センター」及び「災害時医療協力病院」を指定している。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、定期的に整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、薬剤師会、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保及び重症度、緊急度にあった適切な搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、和泉保健所健康危機管理会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

資料編	○ 2－1 0	市域にかかる災害医療センター等一覧
	○ 2－1 1	医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先

第5節 緊急輸送体制の整備

関係機関	公民協働推進室、都市整備室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路(株)
------	---

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、鉄道等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路

府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を広域緊急交通路（重点路線：国道26号、大阪和泉南線 その他の路線：国道170号、泉大津美原線、国道480号、富田林泉大津線、三林岡山線、市道伯太2号線 自動車専用路線：阪和自動車道、堺泉北道）として選定している。

(2) 地域緊急交通路の選定

市は、府選定の広域緊急交通路と、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路を市の地域緊急交通路として選定する。

本市の定めた地域緊急交通路は、資料編に掲載のとおりである。

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

市は、市の緊急交通路と選定した市道の拡幅、耐震強化の整備を推進するとともに、他の道路管理者に対し当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請し、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報紙等を活用し住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両の事前届出

防災関係機関は、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、「緊急通行車両の事前届出」を和泉警察署（交通課）に対して行い、災害時における緊急輸送体制に整備を図る。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

7 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

8 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

第2 航空輸送体制の整備

1 市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れを迅速に行うため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告するとともに、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

2 市は災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

本市の災害時用臨時ヘリポートは資料編に掲載のとおりである。

第3 輸送手段の確保

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

資料編	○ 2-1-2	地域緊急交通路一覧
	○ 2-1-3	災害時用臨時ヘリポート一覧
	○ 2-1-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第6節 避難受入れ体制の整備

関係機関	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、産業振興室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり推進室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、学校園管理室
------	---

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、住民の安全を確保する。

なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第1 避難場所、避難路の指定及び周知

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる場所とし、小学校のグラウンド及び都市公園（原則として概ね1ha以上）を一時避難場所として選定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる次の場所を広域避難場所とし、当面は、中学校のグラウンドを広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたりおおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地（ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

なお、当面は第2編第1章第5節「緊急輸送体制の整備」で選定した「緊急交通路」を避難路とし、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 火災時以外の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じ、農地を活用するなど安全な避難場所、避難路を指定する。

（1）避難場所

避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

（2）避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

（1）避難場所標識等による住民への周知

（2）周辺の緑化の促進

（3）複数の進入口の整備

2 広域避難場所

（1）避難場所標識の設置

（2）非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

（3）周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

（4）複数の進入口の整備

3 避難路

（1）沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

（2）落下・倒壊物対策の推進

（3）誘導標識、誘導灯の設置

（4）段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所等の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

（1）学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

- (2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員の確保に努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (3) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

3 避難所の管理運営体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」及び内閣府が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえて、以下の点に留意して、避難所運営マニュアルを作成する。

また、併せて、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

- (1) 避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組み方法を明確にする。
- (2) 要配慮者に対する必要な支援を明確にする。
- (3) 市職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい内容とする。

第4 避難所、避難場所及び避難路の周知

避難所や避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に

関する周知に努める。

また、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

なお、指定した避難所や避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

さらに、避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

第5 避難誘導体制の整備

被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して、避難誘導体制の確立を図る。

1 市

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

なお、防災訓練の実施や避難誘導については、防災マップの作成・配布等により、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう町会・自治会などの地域住民組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

さらに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

なお、このマニュアルの作成に関しては、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）を参考にするとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、改訂する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけてい

く。

第6 広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第7 住民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。したがって、住民は地震発生に備え、あらかじめ次の事項を心掛ける。

- 1 避難路、避難場所、避難所を確認しておく。
- 2 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- 3 非常持出品を準備しておく。
- 4 避難行動要支援者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- 5 家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。
- 6 家具の固定や耐震補強を行っておく。
- 7 近所や地域との交流を深めておく。
- 8 防災訓練等に積極的に参加する。

第8 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

（1）被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

（2）実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

（3）被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の整備

（1）被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府と連携協力し、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

（2）実施主体の整備

市は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、市は、あらかじめ都市公園、公共空地等の中から、建設候補地の選定に努める。なお当面は下表のとおりとする。

また、災害時には関係団体と連携し迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

施設名	所在地	面積
和泉市総合スポーツセンター	下宮町160番地	9,946m ²
和泉市立光明池緑地運動場	光明台三丁目36番1号	15,680m ²
和泉市立光明池球技場	室堂町1066番地	12,600m ²

第10 斜面判定制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、斜面判定制度の整備を図るとともに、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や、罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。とともに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、家屋被害認定調査員のための研修等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

資料編	○ 2-15 避難場所一覧
	○ 2-16 福祉避難所一覧

第7節 緊急物資確保体制の整備

関係機関	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課
------	---------------------

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 応急給水体制の整備

市は、震災による断水が発生した場合に備え、市内6箇所の配水池に緊急遮断弁を設置し、また市内6箇所の小中学校の耐久性緊急貯水槽を整備し、災害時においても市民が最低限の生活を維持するための水道水を確保できるよう努めている。また、大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定や日本水道協会への応援要請により応急給水体制を整えることとしている。

(1) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。

(2) 応急給水活動計画の整備

(3) 給水車等の配備、給水用資機材やアルミ缶備蓄水の備蓄及びその情報交換等の体制の整備

2 井戸水による飲用水や生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、飲用水や生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市は、府の地震被害想定に基づく必要量を参考に、次の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。

なお、府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。

ア アルファ化米、ビスケットなど

市は、要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、哺乳瓶

市は、高齢者用食1食分、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）を1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市は、1日分を備蓄する。

オ 仮設トイレ

市は、男女を配慮し必要量を確保する。

（2） その他の物資の確保

下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。

ア 主食（精米、即席麺など）

イ 飲料水（ボトル水など）

ウ 副食（野菜、漬物、菓子類など）

エ 被服（肌着等）

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）

ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）

ケ ブルーシート、土のう袋

コ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 簡易ベッド、間仕切り等

シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）

ス 棺桶、遺体袋等

2 備蓄・供給体制の整備

（1） 市は、災害に備え和泉市立総合医療センター、和泉市総合スポーツセンター、フチュール和泉、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター等の備蓄拠点及び各指定避難所に備蓄倉庫を配備し、分散備蓄を推進し、備蓄拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

（2） 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。

（3） 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制（共同備蓄や相互融通を含む。）を確立する。

（4） 備蓄箇所の増設に努める。

（5） 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

3 住民等による備蓄体制の整備

（1） 市は、住民に対し、それぞれの家族構成・事情に応じた非常食、日用品、医薬品等の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

（2） 市は、病院や入所者のいる社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた非常食、日用品の備蓄を奨励する。

第3 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

資料編 2-17 府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況
--

第8節 ライフライン確保体制の整備

関係機関	都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、 関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、西日本電信電話（株）、 （株）NTTドコモ（関西支社）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）
------	--

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道

1 取組方針

上水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を図ることを目的とする。

2 上水道施設災害予防の取り組み

上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

- （1）施設の整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- （2）常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- （3）施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。

3 応急復旧体制の強化

- （1）施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うためのネットワークを活用する。
- （2）関係機関との協力体制を整備する。
- （3）応急復旧マニュアル等を整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 相互応援体制の整備

迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。

第2 下水道

1 計画方針

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

2 下水道施設災害予防の取り組み

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）下水道施設の整備

- (2) 下水道施設の点検・調査
- (3) 下水道施設の改築・修繕
- (4) 電気設備の動力源の確保

3 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の体制を確保する。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 相互応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく相互応援体制及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援体制等を活用するとともに、他市町村との相互応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
- ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、

KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- （1） 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- （2） 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- （3） 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- （4） 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- （5） 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- （1） 災害予報及び警報の伝達
- （2） 非常招集
- （3） 災害時における通信疎通確保
- （4） 各種災害対策機器の操作
- （5） 電気通信設備等の災害応急復旧
- （6） 消防及び水防
- （7） 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

（1） 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

（2） グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

関係機関	都市整備室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)
------	--

鉄道、道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

第1 鉄道及びバス路線（西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社）

災害時における被害を最小限に防止するため、平素から保線整備及び乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備のほか、危険箇所に対する予防対策について現場間とそれぞれ密接な連絡を行い予防対策に努める。

また、関係施設並びに車体の整備を厳格に行い鉄道及び路線状況を常に点検の上、運行に支障のないよう努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、防災上災害発生時における物資輸送及び避難路としても重要な機能を有するので、国・府・市は、各所管する道路について交通の円滑化のために道路の拡幅整備、広域幹線道路・地域幹線道路・補助幹線道路の整備を促進するとともに、防災上主要幹線道路に係る都市計画道路の整備を図る。

また、市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、鳳土木事務所及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 要配慮者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、消防本部、こども未来室、生涯学習推進室、社会福祉協議会
------	---

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

1 避難行動要支援者支援プラン等の作成

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」

（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意台帳（両名簿については以下、「名簿」という。）を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から、個別支援計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者等と調整し、策定することに努める。

（1）避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

（2）名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

要件の設定にあたっては、要介護状態区分、各障がい手帳の等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められる者が支援対象から漏れないようにするための要件を設ける。

以下のア～オに該当し在宅で居住する者を対象とする。

ア 身体障がい者手帳1級・2級（呼吸器以外の内部障がいを除く）

イ 療育手帳A

ウ 精神障がい者保健福祉手帳1級

エ 要介護3・4・5と認定された者

オ 上記のほか、自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な者で、避難支援等関係者が推薦する者

（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。その入手方法として、避難行動要

支援者登録申請書兼同意書の提出等に基づいて行う。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについては、避難行動要支援者登録申請書兼同意書にて同意する旨を確認したうえで行う。

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。

また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や(2)の要件に満たない者は、更新時に名簿から削除する。

(5) 名簿情報の適切な管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への名簿の保管等、保管については適切に行うよう指導する。

オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を必要に応じ報告させる。

ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(7) 避難行動要支援者が円滑に避難の立退きをできるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を用いた説明により、一人一人に的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

エ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

オ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の情報把握

福祉担当や防災担当をはじめとする関係部署や町会・自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

4 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難所）等において、避難行動要支援者の相談や介護等に必要な支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、府と連携し、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする

【DWAT（ディーワット）】

災害時における、長期避難者の生活機能低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保に努め、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練の実施に努める。

第2 社会福祉施設の取組み

介護保険施設、障がい者支援施設等の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と来市外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や市国際交流協会、国際協力活動

を行うNPO、NGOと連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

〈具体的対応〉

1 多言語による相談支援体制の整備

災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように各種関係団体との連携強化及び多言語による相談支援体制の整備に努める。

2 多言語版防災マップの作成

英語等主要多言語による「防災マップ」「パンフレット」を作成する。

3 多言語による情報提供

日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう市国際交流協会と連携を図り、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により情報を提供する。

また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

4 来市外国人旅行者に対する支援

来市外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトやSNSを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

また、観光案内所等における多言語での情報提供の充実に努める。

5 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

第5 避難行動要支援者以外の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

資料編	○ 2-16	福祉避難所一覧
	○ 2-18	社会福祉施設一覧

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、産業振興室
------	---------------

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけ、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

道路・鉄道情報の共有について、市は府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資を確保し、男女別のスペースを設置する。
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知する。
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認（家族間であらかじめ決定）する。
- 6 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備する。
- 7 これらを確認するための訓練を実施する。

第2 徒歩帰宅者への支援

市は、府が国・市町村・関西広域連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みに協力する。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、府や防災関係機関と連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めることとし、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

市は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに多言語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。併せて男女共同参画部局（男女共同参画センター）と連携し、研修等を通じた男女共同参画の視点からの防災対応力の強化に努める。

1 普及啓発の内容

風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

（1）災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（2）災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等

- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
 - カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
 - キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
 - ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性
 - コ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
 - サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
 - シ 警報等発表時や避難指示【警戒レベル4】、高齢者等避難【警戒レベル3】といった災害情報の発令時にとるべき行動
- （3） 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
 - オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
 - カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - キ 避難行動要支援者への支援
 - ク 初期消火、救出救護活動
 - ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

（1）パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発内容は、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮するなど、多様できめ細やかな内容とする。

（2）活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

市は、次の学校教育活動等を通じて、防災に関する必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の実施に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

2 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

関係機関	公民協働推進室、消防本部
------	--------------

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市を始め防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想されることから被害の防止又は軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、町会・自治会と連携を図り自主防災組織の育成に助成、援助を行う。

また、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実にも努める。

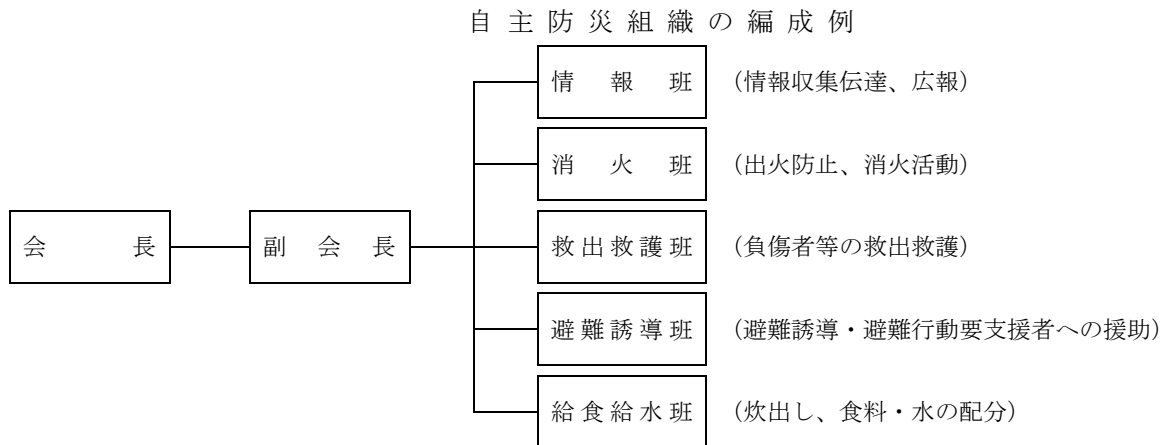
さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもの参画の促進に努める。

1 組織編成及び活動内容

（1）組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時

の活動内容を定める。



(2) 活動内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など） ② 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など） ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など） ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など） ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得	① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など） ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など） ③ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など） ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など） ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当訓練の実施

3 各種組織の活用

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、町会・自治会を中心に自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 事業継続計画（BCP）の作成・運用 ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） ③ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など） ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など） ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など） ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）	① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など） ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など） ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など） ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など） ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

市は、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- （１） 広報紙などを活用した啓発
- （２） 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- （３） 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- （４） 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会
------	-----------------------

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府及び社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用し、相互に協力するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、「災害時におけるボランティア活動事前登録カード」を利用して、事前登録を行う。

第3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第5 NPOとの連携

市は、日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

また、市と社会福祉協議会、NPO・ボランティア等で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う環境の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

資料編	2-19	災害時におけるボランティア活動事前登録カード（団体用、個人用）
-----	------	---------------------------------

第4節 企業防災の促進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室
------	---------------

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

（１）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努める。

（２）事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

（３）その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓

発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに商工会議所等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

関係機関	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、産業振興室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、文化遺産活用課、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ（関西支社）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、日本放送協会、泉北環境整備施設組合
------	---

市は防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表とともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活動を図り防災空間を確保する。

1 不燃化対策

市街化区域内の建ぺい率60%以上の地域については、市として市街地における火災の危険を防除するため、原則として準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。

2 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の整備に努める。

都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考に、一時避難地や広域避難地としての機能が確保されるように努める。

（1）広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）の整備に努める。

（2）一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

（3）災害救助活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）として黒鳥山

公園の整備に努める。

3 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

また、市は、市内交通の円滑化と各拠点ゾーンを一体的に結びつけるため、幹線道路をはじめとする道路の必要性を十分検討し、また新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大、緑道の整備等を行い、道路の避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

4 市街地緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼遮断機能を有しており、公共・公益施設や民有地での緑化推進に努める。

5 農地の活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度を推進するなど、農地を活用したオープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設整備の推進

防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川、ため池等都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1 道路網整備の推進

道路網は災害時を考慮し、有効な配置及び幅員等を十分検討し計画する。また、整備にあたっては、効率的、効果的に都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実

都市公園の緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全を図る。

また、災害発生時における避難場所及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、災害応急対策に必要となる施設の整備に努める。

3 河川・水路・ため池における防災機能の強化

河川や水路については、機能面の整備だけではなく、親水性を持った改修を行うとともに、ため池の耐震対策を推進し、災害時の消防用水、生活用水としての活用を図る。

第3 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。

1 ブロック塀の倒壊防止

市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図る。

2 ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

3 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するた

め、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

4 避難所・避難路対策

避難所・避難路の整備にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に準じて、要配慮者を考慮し、車椅子でも通行できる段差解消などに努めるほか、避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

第4 文化財の保護

- 1 市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、住民に対し講演会、特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- 2 所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。また、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷、摩耗等を発見したときは、速やかに修復する。
- 3 火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- 4 台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期する。
- 5 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進をする。

第5 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 急性期医療機関等、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の保全に努める。

- (1) 下水道施設の新設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 下水道施設の点検・調査にあたっては、不具合の発生確率や被害規模（影響度）を考慮し優先順位を定め、たうえで進める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 等）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水、津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
- ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 共同溝については、特に、市域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- （1） 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
- （2） 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （1） し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （2） 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- （3） 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （4） 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- （5） し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- （6） 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （1） ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （2） 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （3） あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- （4） ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （1） 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。
- （2） 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- （3） 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- （4） 災害廃棄物に関する情報等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

- (5) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

資料編 ◦ 2－20 市内指定文化財一覧

第2節 地震災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課
------	--

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導に努めるなど、次の対策を推進する。

第1 地震防災対策の推進

市は、府が作成した新・地震防災アクションプランに基づき、必要となる地震防災対策を推進する。

第2 建築物の耐震対策の促進

市は、「和泉市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 建築物の耐震化の推進

市は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。

（1）公共建築物の耐震化

ア 公共建築物について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、各々が定める計画に基づき耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修の実施に努める。

ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

エ ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策を図る。

オ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（2）民間建築物の耐震化

ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。また、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、町会・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。さらに、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断、設計、改修及び除却補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

ウ ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

エ 市は、施設管理者に対し、非構造部材の脱落防止等の落下物対策等の促進を図る。

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動とともに考慮の対象とする。

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(2) 構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高いレベルの地震動に対しても人命に影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

事業者は、高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

(1) 道路の防災補修工事

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、橋梁の耐震基準「道路橋示方書」により定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて補修等対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、必要に応じて整備する。

4 河川施設

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

5 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っている。

市は、この地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。計画対象事業は、次のとおりである。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 14 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 19 1～18に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

資料編 ◦ 2－21 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

第3節 津波災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、都市整備室
------	---------------

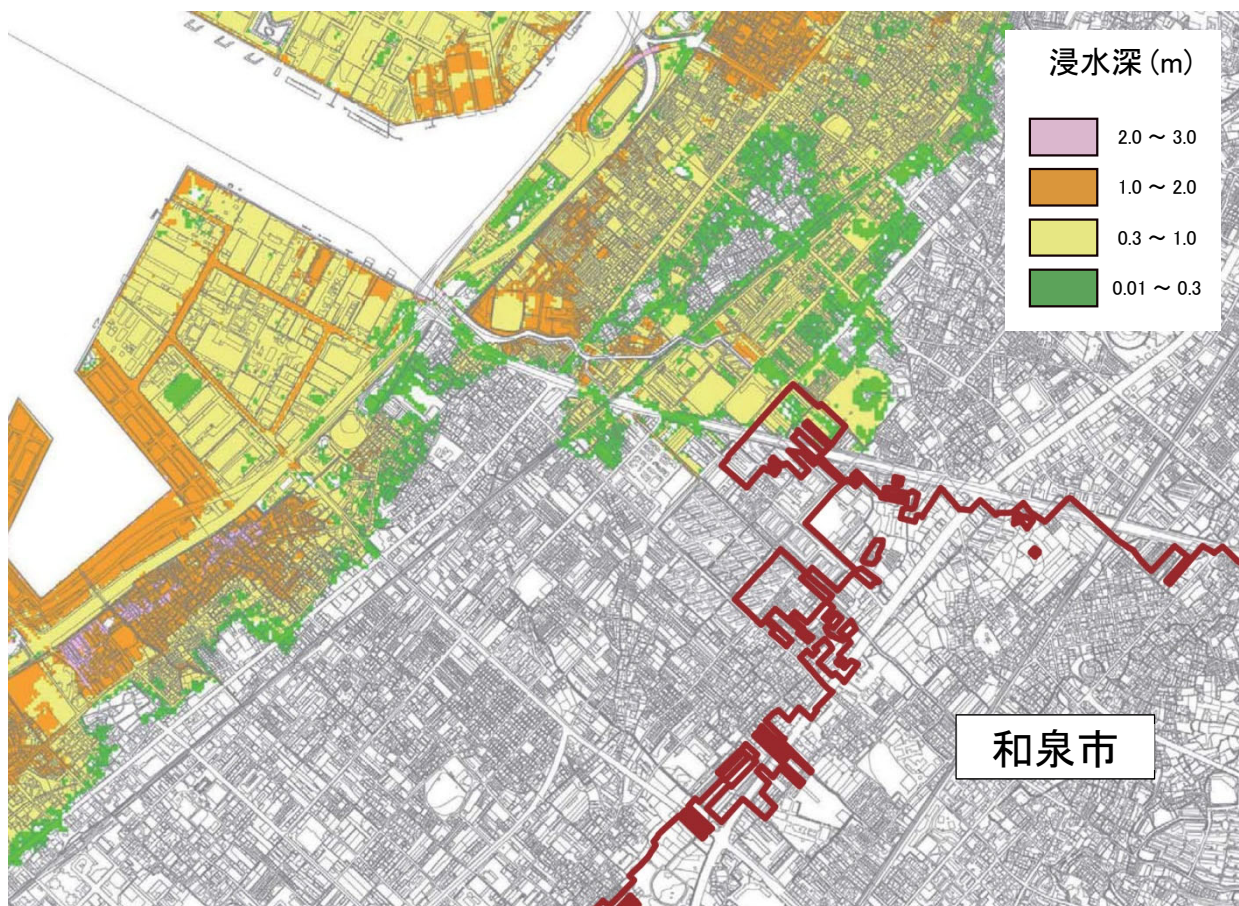
第1 想定される津波浸水域と対策の基本的考え方

府が平成25年度に実施した南海トラフ巨大地震の想定津波浸水域は次図に示すとおりであり、本市では、葛の葉町三丁目の一部区域（約2ha）が浸水することが想定されている。

したがって、当該地域を中心に、府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るなどのソフト対策を講じる。

また、最大クラスの津波発生時は、近隣の沿岸市町からの避難者が多く発生することが想定されることから、府や沿岸市町と連携し、市域外の津波避難者の受入れ対策を講じておく。

図 南海トラフ巨大地震の津波浸水域



第2 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市は、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路を確保するなど、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

1 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所（垂直移動）や標高の高い地域（水平移動）に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育の実施に努める。

(3) 住民等への普及・啓発

- ア 府の津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所や避難路の位置などをまちの必要な場所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

2 津波避難誘導

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。

3 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府、近隣市町、防災関係機関等と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練の実施に努める。

4 避難関連施設の整備

(1) 避難場所の整備

市は、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者

の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(2) 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

第3 避難者受入れ計画の策定

市は、市域外の沿岸市町からの津波による避難者を受入れることを想定し、津波避難者受入れ計画を策定するよう努める。

第4節 水害予防対策の推進

関係機関	産業振興室、都市整備室、土木維持管理室、下水道整備課
------	----------------------------

本市域内における主要河川及び多数のため池等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 洪水対策

1 河川改修

本市域における河川の実態を常に把握し、緊急性の高いものから計画的に改修事業の実施に努めるとともに、府管理河川についても、決壊又は氾濫防止に万全を期する。

なお、市の河川改修状況は、資料編に掲載のとおりである。

(1) 準用河川

10年に一度の降雨（1時間雨量約50mm）に対応できるよう整備を進める。

(2) 普通河川

緊急性の高い箇所について、護岸の整備を進める。

2 水路の整備

市内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、市はその整備事業の実施に努める。また、土地改良区、水利組合等の協力を得て危険箇所の把握を行う。

3 老朽ため池の整備

台風や局地的集中豪雨からの浸水被害の軽減を図るため、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を促進するとともに、定期的にため池の調査を行い、老朽ため池の実態把握に努める。また、ため池管理者に対し適正な維持、管理について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池の改修、また防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する等ため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

なお、本市のため池の現況は、資料編に掲載のとおりである。

4 道路面の溢水防止対策

豪雨又は溢水防止対策による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、低地帯の道路については、統計的な冠水の程度に応じて工事時又は補修時にかさ上げをしたり、また雨水の一時貯留や浸透性舗装の採用など流出量を抑制する施策を講じ、順次冠水道路の解消に努める。

5 湛水防除事業の推進

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の整備、排水施設の改良・整備、ため池堤防の強化等を推進する。

第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示等の各種情報を活用しながら、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することとしている。

市には、大津川・榎尾川、牛滝川の洪水予報が通知される。

発表単位	河川名		延長 (km)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	基準点
大津川・ 榎尾川	大津川	牛滝川、榎尾川合流 点から海	2.6	1.75	1.90	2.20	川中橋
	榎尾川	父鬼川合流点から大 津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先 稲葉橋下流端 から大津川合流点	7.3	1.25	2.20	2.30	山直橋

(2) 水防警報

府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行うこととしている。

市には、榎尾川の水防警報が発表される。

河川名		区域	延長 (km)	氾濫 注意水位 (警戒 水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特 別警戒 水位) (m)	対象 量水標	
榎尾川	左岸	和泉市三林町 地先(川中橋下 流端)から大津 川合流点まで	8.8	1.75	1.90	2.20	上流域	川中橋
	右岸	同上		2.50	3.00	3.45	下流域	桑原大橋

(3) 浸水想定区域における円滑迅速な避難の確保

ア 市は、浸水想定区域の指定がある大津川・榎尾川、牛滝川について、ハザードマップ等により浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。なお、現在定めている内容は資料編に掲載のとおりである。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地
- ・名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アによりその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を

作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

2 洪水リスクの開示

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

3 洪水リスクの周知及び利用

市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民にわかりやすく周知させるため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

なお、市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用する。

5 水防と河川管理等の連携

(1) 府及び市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 下水道の整備

市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による浸水対策に努める。

また、内水氾濫の対策として、内水ハザードマップの公表を行い、居住する地域の災害リスクや、住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第4 調査点検

地域内の災害危険区域を調査し、実情を把握するため関係機関と協力し、科学的な立場から実態調査を行い防災の万全を期する。

資料編	◦ 2－2 2	河川改修の現況
	◦ 2－2 3	浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設一覧
	◦ 2－2 4	一般防災関係重要水防区域
	◦ 2－2 5	ため池の現況

第5節 土砂災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、都市整備室、消防本部
------	-----------------------------------

市は、土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

なお、本市にある土砂災害警戒区域等は、資料編に掲載のとおりである。

1 警戒避難体制等

市は、府が指定した土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した地域版ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じる。また、警戒区域内に主として要配慮者利用施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

なお、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項及び警戒区域内にある主として要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、資料編に掲載のとおりである。

2 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）についての的確に把握する。

3 防災知識の普及等

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。また、特に土砂災害警戒区域に係る地域については、災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

4 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努

めるものとする。

第2 土石流危険渓流等対策

1 土石流危険渓流の箇所

土石流危険渓流の被害の生じるおそれがある土石流危険渓流（Ⅰ）とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼすものをいう。また、1戸以上5戸未満の人家に被害を及ぼすおそれがあるものを土石流危険渓流（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれるものを土石流危険渓流（Ⅲ）（土石流危険渓流に準ずる渓流）という。

本市にある土石流危険渓流は、資料編に掲載のとおりである。

2 土石流危険渓流の把握

- （1） 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- （2） 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- （3） 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- （4） 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

1 地すべり危険箇所の把握

（1） 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

市内にある地すべり危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

（2） 地すべり防止区域

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定された区域は、資料編に掲載のとおりである。

2 対策事業の整備等

- （1） 市は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- （2） 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- （3） 市は、府及び関係機関と連絡を密にして、地すべり防止区域・地すべり危険箇所での地すべり対策事業の実施を推進する。
- （4） 府、地方整備局は地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発の原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

第4 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域

本市の、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された危険区域は資料編に掲載のとおりである。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。また、前述の地形を有し対象人家が1戸以上5戸未満の土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）という。

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

3 対策事業の整備等

- （１）市は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- （２）市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- （３）市は、府及び関係機関と連絡を密にし、急傾斜地崩壊危険箇所での崩壊防止工事の実施を推進する。

第5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいう。

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、住民への周知に努める。

本市にある山地災害危険地区は、資料編に掲載のとおりである。

第6 宅地防災対策

市は、人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定により、宅地造成工事規制区域を指定し、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。

本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha（令和2年4月1日現在）である。

また、府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

資料編	○2-26	土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧
	○2-27	急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧
	○2-28	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧
	○2-29	地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧
	○2-30	山地災害危険地区一覧
	○2-31	土砂災害用語の定義

第6節 危険物等災害予防対策の推進

関係機関	環境保全課、健康づくり推進室、消防本部
------	---------------------

市及び消防本部は、関係機関と連携して、適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩、放射性同位元素による被曝等による災害発生の未然防止及び拡大防止を図る。

第1 現況

本市における危険物施設、高圧ガス関係事業所、毒物劇物事業者及びその他消防活動上支障のある物質の貯蔵施設の現況は、資料編に掲載してある危険物施設一覧のとおりである。

第2 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 立人検査及び保安調査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 防災関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。
- (3) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第3 高圧ガス災害予防対策

消防本部は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、関係行政機関との連携の下に、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

高圧ガス取扱等従事者に対し、自主保安管理の向上のため、高圧ガス保安協会や大阪府高圧ガス安全協会等が実施する法定講習等を受講するよう指導する。

4 啓発

高圧ガス保安活動促進週間において立入検査の実施、啓発ポスターの配布等関係者の保安の意識の高揚を図る。

第4 火薬類災害予防対策

消防本部は、火薬類等による災害の発生及び拡大を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、関係行政機関との連携の下に、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第5 毒物、劇物災害予防対策

府は、毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図っている。

市及び消防本部は、府が実施する予防対策に協力する。

第6 管理化学物質災害予防対策

府は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

市及び消防本部は、府の実施する予防対策に協力する。

第7 放射性同位元素災害予防対策

放射線災害を防止するため、市、消防本部及び防災関係機関並びに放射性同位元素に係る施設の設置者は、次の事項を推進する。

放射性同位元素の使用者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規程等の整備、保安組織の確立、従業者等の教育・訓練の励行等、放射線障害の防止に万全を期する。また、施設の倒壊などにより放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に周知するとともに、避難対策を実施する。

また、消防本部は、放射性同位元素を業務として貯蔵又は取り扱おうとする者の把握に努めるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

資料編 2-32 危険物施設一覧

第7節 火災予防対策の推進

関係機関	産業振興室、建築・開発指導室、消防本部
------	---------------------

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災立入検査の強化

消防本部は、市内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

消防本部は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理

エ その他防火管理上必要な業務の実施

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、多数の者が利用する防火対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

消防本部は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

市及び消防本部は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 林野火災の予防

市及び消防本部は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

林野の関係者に対し、火災の予防上適正な管理と火入れその他火気取扱い作業時等における諸遵守事項を確実に履行するよう指導するとともに、ハイカー等の入山者に対しては、防火標識、標柱等を所要位置に設置し、防火意識を喚起させるほか、林野火災発生危険期には、期間を設定し、巡視を実施し、林野火災防止に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、資機材の整備と備蓄を推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

イ 消火薬剤等の備蓄